

平成29年度南大隅町議会定例会6月第2会議 会議録

招集年月日 平成29年4月27日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成29年4月27日 午前10時00分

開 議 平成29年 6月29日 午前10時00分

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	9番 持留 秋男 君	13番 大村 明雄 君

不応招議員 な し
 出席議員 全 員
 欠席議員 な し

会議録署名議員 : (10番) 大久保 孝司 君 (11番) 木佐貫 徳和 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 濱川 和弘 君 (書記) 立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	介護福祉課長	山本 圭一 君
副町長	白川 順二 君	経済課長	川元 俊朗 君
教育長	山崎 洋一 君	教育振興課長	馬見塚 大助 君
総務課長	相羽 康徳 君	税務課長	下園 敬二 君
支所長	山野 良慈 君	建設課長	上之園 健三 君
会計管理者	畦地 耕一郎 君	町民保健課長	田中 輝政 君
企画課長	尾辻 正美 君	総務課課長補佐	熊之細 等 君
観光課長	打越 昌子 君	総務課財政係長	石畑 光紀 君

議 事 日 程 : 別紙のとおり

会議に付した事件 : 議事日程のとおり

議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成29年6月29日 午前10時34分

議 事 日 程

- | | | | |
|-------|-----------|---------------------|------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 1 号 | 平成 2 9 年度
処分について | 南大隅町一般会計補正予算（第 3 号）の専決 |
| 日程第 2 | 報告第 1 2 号 | 平成 2 9 年度
処分について | 南大隅町一般会計補正予算（第 4 号）の専決 |
| 日程第 3 | 議案第 1 5 号 | 平成 2 9 年度
て | 南大隅町一般会計補正予算（第 5 号）につい |

開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、平成29年度 南大隅町議会定例会6月第2会議を開きます。
議事日程表により、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、大久保孝司君及び木佐貫徳和君を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
6月第2会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、6月第2会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

▼ 日程第3 報告第11号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について

▼ 日程第4 報告第12号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

議長（大村明雄君）

日程第3 報告第11号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、及び、日程第4 報告第12号 平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてを一括議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

一括報告となりました、報告第11号から報告12号までの2件について、ご報告を申し上げます。

報告第11号は、平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。

本案は、6月23日から26日にかけて発生した、梅雨前線豪雨災害による復旧に係る経費の執行について、緊急を要したため、去る6月26日に専決処分したものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億1千7百17万1千円としたものでございます。

主なものとしましては、歳出予算では、農道林道及び町道の法面補修等に伴う修繕料を計上し、歳入予算では、所要の財源として「財政調整基金繰入金」を計上いたしました。

次に、報告第12号は、南大隅町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてでございます。

本案は、農業用施設災害の復旧に係る経費の執行について、緊急を要したため、去る6月27日に専決処分したものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2千4百17万1千円としたものでございます。

主なものとしましては、歳出予算では、前田用水路災害復旧に伴う測量設計委託料と工事請負費を計上し、歳入予算では、所要の財源とし「財政調整基金繰入金」を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく、ご審議、ご決定下さいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康德君）

それでは、報告第11号 一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

去る6月23日から26日に発生しました、梅雨前線豪雨に伴います、災害復旧事業に緊急を要したため、6月26日付けで専決処分を行ったものでございます。

まず、1ページでございます。

平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第3号）

平成29年度 南大隅町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億1千7百17万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページ 歳入でございます。

18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金に、今回の補正予算に

係る財源調整として1千万円を計上いたしました。

7ページをお願いいたします。

歳出につきましては、10款 災害復旧費 1項 農林水産施設災害復旧費 1目 農業用施設災害復旧費に、農道等の法面補修、路肩決壊、陥没補修に対応するための修繕料2百万円。同じく、2目 林業災害復旧費に林道に係る修繕料2百万円。2項 公共土木施設災害復旧費 1目 道路橋梁災害復旧費に町道に係る修繕料6百万円を計上したものでございます。

次に、報告第12号 一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

梅雨前線豪雨に伴います、災害復旧事業に緊急を要したため、6月27日付けで専決処分を行ったものでございます。

まず、1ページでございます。

平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第4号）

平成29年度 南大隅町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2千4百17万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

6ページ歳入でございます。

18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金に、今回の補正予算に係る財源調整として7百万円を計上いたしました。

7ページをお願いいたします。

歳出につきましては、10款 災害復旧費 1項 農林水産施設災害復旧費 1目 農業用施設災害復旧費に、前田用水路災害復旧測量設計業務委託に3百万円。前田用水路災害復旧工事に係る工事請負費に、4百万円を計上したものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

報告第11号及び報告第12号、一括して質疑はありませんか。

10番（大久保孝司君）

今回は、最終会議が終わってからの処分ということで、このことについては、納得しておりますが、なかなか通年議会ではあり得ないことかなというふうには考えております。

災害復旧ですので致し方ないというふうには思っております。緊急を要しますので。

ただ、私は以前、災害復旧費を当初予算において計上すべきだということ申し上げました。24年度にですよ、24年度には当初予算に1目当たり3百万とか、4百万ということ計上されております。これでは到底足りないなというのも思っております。緊急を要することであって、それこそ分からない事態、災害復旧というのは分からない事で起こり得ることですので、財調があるからこういう事が出来るのであるというのでも分かります。しかしながら、やはり私共の町というのは、台風被害、豪雨、これはもうつきものでありますので、いつどういう時に起こるかというのは想定されるべきだと思っております。ですから、私は24年で24年度で1回きり、1回きりですよ、これをば、当初予算に組ま

れました。その後はどんどんどんどん減って行って28年度も29年度も1目当たり50万という程度の災害復旧費を当初予算で組まれております。

このことについて、町長どう思われますか。もっと組むべきだというふうには考えられませんか。

町長（森田俊彦君）

先ほど全協の方でもそのようなお言葉をいただいたような状況でございまして、今回選挙年でもございまして、当初予算と骨格がちょっともう誤ったような状況もあったかと思えます。

非常に有難いご意見をいただいた状況でございまして、今後、当初予算において予算措置をできるよう検討していきたいというふうに思っております。

10番（大久保孝司君）

24年度です。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

10 : 12
～
10 : 13

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

▲日程第5 議案第15号 平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第5号）について

議長（大村明雄君）

日程第5 議案第15号 平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第15号は、平成29年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千3百28万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億7百45万4千円とするものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に庁舎建設に伴う設計委託料等の経費の計上を行い、歳入予算では、所要の財源として基金繰入金、町債を計上したものであります。

また、「第2表 地方債補正」において、限度額の変更を行っております。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第15号 一般会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。まず、1ページでございます。

議案第15号 平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第5号）

平成29年度 南大隅町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千3百28万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億7百45万4千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。変更でございます。

合併特例事業の補正前限度額2億8千6百30万円を3億6千5百10万円に変更し、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、18款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金に、本庁舎建設事業に伴う財源調整として26万3千円を増額し、同じく、6目 町有施設整備基金繰入金に、本庁舎建設事業設計業務委託に係る財源としまして4百22万円。

21款 町債 1項 町債 1目 総務債に、本庁舎建設事業設計業務委託に係る合併特例債7千8百80万円を計上いたしました。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款 総務費 1項 総務管理費 21目 庁舎建設費に、本庁舎建設事業に係る検討委員会経費として、謝金15万8千円、費用弁償9万円、食糧費1万5千円、本庁舎建設事業設計業務委託に係る委託料8千3百2万円を計上するものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

10番（大久保孝司君）

合併特例債の中でのその建設事業の限度額が41億7千万ということだったと思うんですが、今回の3億6千5百万、今年度ですね、3億6千5百万の特例債を利用されております。そして28年度まで、現在までを加えてですよ、それから、差引かれたその残額というものが分かりますか。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

今回の補正後ですね、合併特例債の残でございますけれども、23億1千3百60万円が、限度額の残となっております。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

（「はい。」という声あり）

他に質疑はありませんか。

8番（大坪満寿子君）

合併特例債の、今現在の借入額は幾らか。
それと、庁舎を建てた場合は、幾らぐらいになるのかを教えてください。

総務課長（相羽康徳君）

合併特例債の現在の執行済みでございますけれども、24億4千1百30万円でございます。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

（「はい。」という声あり）

他に質疑はありませんか。

8番（大坪満寿子君）

24億ちょっとということなんですが、これを庁舎問題で借りたとしたら、この24億がいくらぐらいになるものですか。
お答え下さい。教えてください。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

10 : 20
～
10 : 20

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

総務課長（相羽康徳君）

今回、庁舎に掛かります合併特例債を加算いたしまして、40億4千1百40万円となる見込みでございます。

これは28年度の執行済みであります24億1千1百30万円。プラス、平成29年度6月補正時、現在の補正予算の分を3億6千5百10万円を加算し、庁舎に掛かります1億2千3百50万円をプラスした金額ということでございます。12億3500万円を加算した金額となるところでございます。

ただ、償還の金額も発生して参りますので、若干この金額よりも少なくなるかなど、残額についてはですね。

そのように理解しております。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[議員 水谷 俊一 君 登壇]

6番（水谷俊一君）

私は、議案第15号 平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第5号）に対し、反対の立場で討論いたします。

町長は、住民説明会において、新しく庁舎を建設すると判断した場合は、検討委員会を作り、建設場所や建物の規模等を検討した上で、それらは決定すると言って来られたにも関わらず、6月23日 新築建替えの意向を発表され、と同時に現地建替えも示唆されました。このように、いとも簡単に町民との約束を反故にし、事業を進めようとする町長の

行いを看過することはできません。併せて、17日間待った、6月会議終了と同時に、新築建替えの意向を表明され、議会で全く議論することなく、その1週間後には設計予算を計上し、採決することなど断じて許すことはできません。

町の将来を左右するような事業は、議会において提出された議案に対して、丁寧かつ慎重に熟議を重ねた上で判断すべきと考えます。

まだまだ問題とすべき点は数多くありますが、主な点に申し上げ、反対討論といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（大村明雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[議員 木佐貫 徳和 君 登壇]

11番（木佐貫徳和君）

私は、熊本地震によりまして、ある日突然、前触れもなく地震が発生した時、やはり庁舎は、防災の拠点として、或いはまた、町民各位が安心安全として使えるような施設でなければならないと思います。

よって、庁舎は耐震化をすることが望ましいと思われれます。

現在の建築基準法で長期的に使える耐震が伸びる新築でいった方がいいと思います。

併せて、合併特例債が使える期間でないと町民の負担が増えて、財源が少なくて済む、合併特例債を有効に使うことができると思います。

併せて、将来的な町民の皆さん方の負担が軽減されると思います。

我々の世代で解決していかないと、次の世代に問題を先送りするというのはいけないと思います。

よって、私はこの議案というものは、可決するべきだろうということで、賛成の立場で討論いたします。

以上です。

議長（大村明雄君）

他に討論はありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第15号 平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

暫時休憩します。

10 : 33

～

10 : 34

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。
原案に賛成の方はご起立願います。

起立多数

（浪瀬・松元・後藤・日高・持留・大久保・木佐貫・川原）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、議案第15号 平成29年度 南大隅町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で、全部の日程を終了しました。
平成29年度 南大隅町議会定例会6月第2会議を散会します。

散会 : 平成29年6月29日 午前10時34分